

騒音・振動・悪臭の指定地域及び規制区域の区分の変更について

騒音規制法及び振動規制法に基づき、住民の生活環境を保全するために、著しい騒音・振動の発生する施設を設置する事業場（特定事業場）及び著しい騒音・振動の発生する建設作業（特定建設作業）を規制する地域を指定するとともに、自動車による騒音・振動により道路周辺的生活環境が損なわれる場合において、道路管理者等にその防止措置を要請する限度（要請限度）を定めています。

また、悪臭防止法に基づき、同様に、事業場から発生する悪臭を規制する地域を指定しています。

本市では、騒音・振動・悪臭の指定地域及び規制区域の区分の変更については、都市計画法の用途地域の区分がおおむね100ha変更されたとき、又は5年ごとに行い、その翌年度から施行することとしています。

1 【騒音規制法に基づく指定地域及び規制区域の区分の変更について】

(1) 指定地域の追加（騒音規制法第3条）

	対 象 地 区 及 び 面 積		
現 状	都市計画法に定める用途地域（平成22年6月時点）のうち工業専用地域及び暫定用途地域を除いた地域並びに伝統環境保存区域の一部（卯辰山地区）を指定	指定地域面積	8,175ha
変更案	平成27年6月現在までの用途地域の変更により新たに直江地区、大河端地区、南新保町地区、大友地区及び河原市地区の5地区を指定地域として追加	追加する面積 指定地域面積	60ha 8,235ha

(2) 規制区域の区分の変更（騒音規制法第4条・第15条・第17条）

① 特定事業場（図1 参照）

- 規制区域の区分を変更する地区・・・5地区
 第3種区域から第2種区域に規制強化：直江地区、米泉地区
 第1種区域から第2種区域に規制緩和：野田地区
 第2種区域から第3種区域に規制緩和：直江地区、大友地区、広岡地区
- 新たに規制する地区・・・5地区
 第2種区域：直江地区、大河端地区、南新保町地区、大友地区
 第3種区域：直江地区、大河端地区、大友地区
 第4種区域：河原市地区

② 特定建設作業（図2 参照）

- 新たに規制する地区・・・5地区
 第1号区域：直江地区、大河端地区、南新保町地区、大友地区
 第2号区域：河原市地区

③ 自動車騒音の要請限度（図3 参照）

- 規制区域の区分を変更する地区・・・4地区
 c区域からa区域に規制強化：米泉地区
 c区域からb区域に規制強化：直江地区、米泉地区
 a区域からb区域に規制緩和：直江地区
 a区域からc区域に規制緩和：直江地区
 b区域からc区域に規制緩和：直江地区、大友地区、広岡地区
- 新たに規制する地区・・・5地区
 a区域：直江地区、大河端地区
 b区域：直江地区、大河端地区、南新保町地区、大友地区
 c区域：直江地区、大河端地区、大友地区、河原市地区

2 【振動規制法に基づく指定地域及び規制区域の区分の変更について】

(1) 指定地域の追加(振動規制法第3条)

	対 象 地 区 及 び 面 積		
現 状	都市計画法に定める用途地域（平成22年6月時点）のうち工業専用地域及び暫定用途地域を除いた地域並びに伝統環境保存区域の一部（卯辰山地区）を指定	指定地域面積	8, 175 h a
変更案	平成27年6月現在までの用途地域の変更により新たに直江地区、大河端地区、南新保町地区、大友地区及び河原市地区の5地区を指定地域として追加	追加する面積 指定地域面積	60 h a 8, 235 h a

(2) 規制区域の区分の変更(振動規制法第4条・第15条・第16条)

① 特定事業場（図4 参照）

○規制区域の区分を変更する地区・・・4地区

第1種区域から第2種区域に規制緩和：直江地区、大友地区、広岡地区
第2種区域から第1種区域に規制強化：直江地区、米泉地区

○新たに規制する地区・・・・・・・・・・5地区

第1種区域：直江地区、大河端地区、南新保町地区、大友地区
第2種区域：直江地区、大河端地区、大友地区、河原市地区

② 特定建設作業（図5 参照）

○新たに規制する地区・・・・・・・・・・5地区

第1号区域：直江地区、大河端地区、南新保町地区、大友地区
第2号区域：河原市地区

③ 道路交通振動の要請限度（図6 参照）

○規制区域の区分を変更する地区・・・4地区

第1種区域から第2種区域に規制緩和：直江地区、大友地区、広岡地区
第2種区域から第1種区域に規制強化：直江地区、米泉地区

○新たに規制する地区・・・・・・・・・・5地区

第1種区域：直江地区、大河端地区、南新保町地区、大友地区
第2種区域：直江地区、大河端地区、大友地区、河原市地区

3 【悪臭防止法に基づく規制地域及び規制区域の区分の変更について】

(1) 規制地域の追加（悪臭防止法第3条）

		対 象 地 区 及 び 面 積	
現 状	都市計画法に定める用途地域(平成22年6月時点)のうち工業専用地域を除いた地域 及び市街化調整区域の平地部	規制地域面積	11,235ha
変更案	平成27年6月現在までの用途地域の変更により新たに河原市地区を規制地域として 追加	追加する面積 規制地域面積	12ha 11,247ha

(2) 規制区域の区分の変更（悪臭防止法第4条）（図7 参照）

<p>○<u>規制地域の区分を変更する地区</u> 4地区 B地域からA地域に規制強化：直江地区、大河端地区、南新保町地区、大友地区</p> <p>○<u>新たに規制する地区</u> 1地区 B地域：河原市地区</p>

【施行日程】

・平成28年2月 告示予定

・平成28年4月1日 施行予定